

- 「S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20 トータル・リターン指数」への連動を目指す外国籍の上場投資信託(外国ETF)です。
- 連動を目指す指標の変更に伴い、平成22年1月18日から、銘柄名が「イージーETF S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20 クラスA米ドル建受益証券」に変更されました。

基礎情報

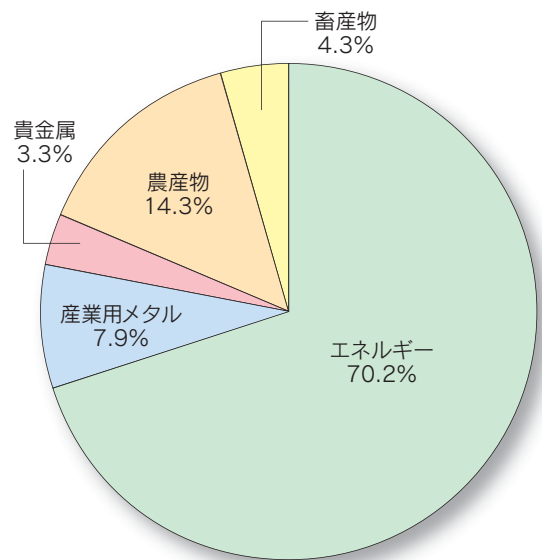
平成22年1月18日現在

| | |
|----------|---|
| 銘柄名 | イージーETF S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20 クラスA米ドル建受益証券 |
| 銘柄コード | 1327(新証券コード544204000) |
| 特定の指標 | S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20 トータル・リターン指数 |
| 上場取引所 | 東京証券取引所(他の上場取引所:スイス証券取引所) |
| 上場日 | 平成20年10月22日 |
| 売買単位 | 1口 |
| 管理報酬 | 純資産総額に対し年0.45%を上限とした率を乗じて得た額(基準通貨:ドル) |
| 計算期間 | 毎年1月1日から12月31日まで |
| 分配金支払基準日 | 分配金の支払いなし |
| 管理会社 | BNPパリバ・アセット・マネジメント・ルクセンブルグ |
| 信託受託者 | ビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店 |

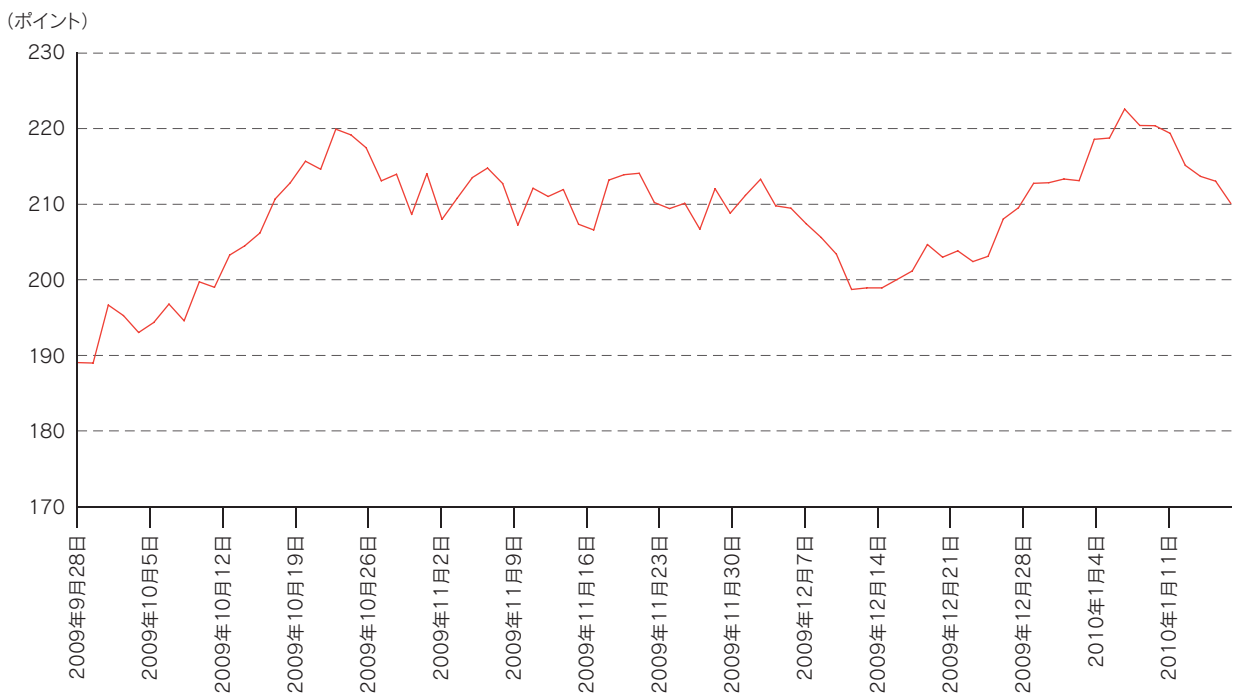
連動対象指標について

- S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20は、エネルギー、貴金属、農産物などの24種類の商品で構成された商品指数です。株式市場におけるTOPIX(東証株価指数)のように、コモディティ市場に投資する際のベンチマークとして広く利用されています。
- S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20は、欧州における投資信託の統一基準(UCITS III)を満たすため、一つの商品の構成比率を最大35%までとし、残りの商品の構成比率をいずれも20%までとしています。

| 商品群 | 商品 | 構成比率(%) |
|--------|----------|---------|
| エネルギー | 原油 | 35.0 |
| | ブレント | 15.0 |
| | RBOBガソリン | 5.1 |
| | 灯油 | 4.9 |
| | 軽油 | 5.1 |
| | 天然ガス | 5.1 |
| 産業用メタル | アルミニウム | 2.4 |
| | 銅 | 3.4 |
| | 鉛 | 0.6 |
| | ニッケル | 0.8 |
| | 亜鉛 | 0.7 |
| 貴金属 | 金 | 2.9 |
| | 銀 | 0.4 |
| 農産物 | 小麦 | 3.0 |
| | カンザス小麦 | 0.6 |
| | トウモロコシ | 3.2 |
| | 大豆 | 2.3 |
| | 綿 | 1.1 |
| | 砂糖 | 2.9 |
| | コーヒー | 0.8 |
| | ココア | 0.4 |
| 畜産物 | 生牛 | 2.7 |
| | 牛肉 | 0.5 |
| | 豚肉 | 1.1 |



対象指数の推移



ETF情報入手一覧

当該ETFに関する情報を入手できるページをまとめて表示しております。ご覧になりたいページのURLをクリックしてご利用ください。

東京証券取引所 日本語公式ホームページ

▼ETFの市場価格

「東証上場ETF一覧」 <http://www.tse.or.jp/rules/etf/esquare.html#list>
(注) 株価情報を検索される場合には、一覧表のETFの証券コード「1327」をクリックしてください。

▼ETFの基準価額、基準価額と指数との乖離率、純資産総額等

「適時開示情報閲覧サービス」 <http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html>
(注) 検索される場合には、BNPパリバ・アセット・マネジメント・ルクセンブルグの管理会社コード「13274」で検索してください。

スタンダード&プアーズ(S&P)公式ホームページ

指数を算出しているスタンダード&プアーズ(S&P)のホームページです。

▼日本語

http://www2.standardandpoors.com/portal/site/sp/jp/jp/page.topic.indices_gsci/2,3,2,7,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0.html
電話: (03) 4550-8563

▼英語

<http://www.standardandpoors.com/home/en/us>

Bloomberg 公式ホームページ

金融情報ベンダーであるBloombergのホームページで以下の情報をご覧いただくことができます。

▼スイス上場のETFの値(ドル建て)

<http://www.bloomberg.com/apps/quote?T=jpquote.wm&ticker=GSCIUSD%3ASW>

▼対円為替レート一覧(「USD-JPY」欄参照)

http://www.bloomberg.co.jp/markets/currencies/americas_currencies.html

BNPパリバ・アセット・マネジメント株式会社

同社は当ファンドの日本における上場代理人等を行っています。

会社概要 <http://am.japan.bnpparibas.com/>

電話: 0120-996-222

ETFとは?

- ETFは日本語では上場投資信託といいます。「**Exchange Traded Fund**」の頭文字をとったもので、証券取引所等に上場している投資信託に対し、一般的に用いられる名称です。
- ETFは、一般的に運用方針に沿ってファンドの運用指図等を行う管理会社と信託財産の管理等を行う信託受託者により運営されます。
- ETFは、管理会社により「特定の指標(※)」と「ETFの一口あたりの純資産」の連動を目指して運用されます。
※特定の指標とは、株価指数や商品の価格、債券指数、REIT指数その他の指標一般をいいます。

特徴1 連動を目指す特定の指標の対象に広く分散投資していることとなります。

- ▶リスク分散の効果があります。

特徴2 少額・低コスト

- ▶コストには、保有コストと売買コストがあります。

【保有コスト】信託報酬は、一般的に非上場投資信託より低くなっています。

【売買コスト】通常、投資家が証券会社に支払う売買手数料は株式並みとなります。

特徴3 株式と同じようにリアルタイムで売買できます。

- ETFに投資するにあたっての留意事項は一般的に次のようなものがあります。
その他については、「投資リスク」の欄や有価証券報告書等でご確認ください。

- ①元本保証はされていません。
- ②ETFの一口あたりの純資産額と連動を目指す特定の指標が乖離する可能性があります。
- ③市場価格とETFの一口あたりの純資産額が乖離する可能性があります。

投資リスク

- 当ファンドに投資した場合には、市場の変動、並びに当ファンドが投資する商品関連デリバティブ商品及び有価証券その他の資産への投資に固有のリスクによる影響を受けることがある。
- 当ファンドが、投資目標を達成する保証はない。
- 投資家は、以下のリスクに注目する必要があるが、下記は全てのリスクを網羅しているわけではない。

指数に関するリスク:投資家は、ベンチマーク指数を構成する1つ以上の対象商品先物契約が、ベンチマーク指数の構成の大部分を占めているという事実に注目する必要がある。従って、その利点及びリスクを評価するのに十分な経験を有する投資家が分散されたポートフォリオの一部とする場合でなければ、当ファンドへの投資を行うべきではない。

さらに、S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20は、先物契約の指数である。先物契約の価格は、様々な要因(天候、政府の計画及び政策、国内外の政治経済事象、金利及び為替レートの変動並びに商品及び関連契約の取引状況等)による影響を受ける。このような要因は、S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20の数値及び本受益証券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当ファンドが有価証券及びその他の金融商品に投資するため、そのリターンや本受益証券の価値が、S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20の数値の変動との正確な相関関係を持たなくなる可能性がある。

S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20に含まれる先物契約が契約期日に近付くと、当該先物契約は、それ以降の契約期日が設定されている契約に乗り換えなければならない。それ以降の契約期日が設定されている契約の価格が、契約期日が近付いている契約の価格を上回る場合には、当ファンドは損失を被る場合がある。さらに、先物市場は、様々な要因(市場における流動性の欠如、投機筋の市場への参加並びに政府による規制及び介入等)により一時的な歪み又はその他の混乱が生じる場合がある。さらに、米国の先物取引所及びいくつかの外国の取引所では、一営業日における先物契約の価格の変動幅を制限する規制が存在する。このような状況は、S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20の価値(それに伴い本受益証券の価値)に悪影響を及ぼす可能性がある。インテックス・ファンドでは一般的な慣行ではあるが、S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20の構成の決定方法若しくはS&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20の計算方法が変更される場合があり、又はS&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20の公表及び計算が停止する場合もある。

日本におけるベンチマーク指数リスク:東京証券取引所の取引時間中にあつてはベンチマーク指数を構成する取引は米国及び欧州の市場で実行されるため、かかる指数は東京証券取引所の取引時間中においては入手できないことがある。よって、投資家は取引時点でのベンチマーク指数を入手できないまま、東京証券取引所においてクラスA米ドル建受益証券へ投資するリスクがある。

一般的な通貨リスク:本受益証券は米ドル及びユーロで表示されている。本受益証券は当該通貨で発行・買戻しが行われる。但し、当ファンドの資産の一部は米ドル又はユーロ以外の通貨で表示される投資対象に投資される場合がある。従って、かかる資産の価値は、為替レートの変動により好影響を受ける場合もあれば、悪影響を被る場合もある。

日本における通貨リスク:東京証券取引所でのクラスA米ドル建受益証券の市場価格は日本円により表示されるが、クラスA米ドル建受益証券は米ドル建てである。クラスA米ドル建受益証券に投資する投資家は、実質的に米ドル建資産に投資を行うことになるので、投資には日本円から見た場合の為替リスクがある。

市場リスク:商品市場は、時折、非流動的であり、又は、値動きが激しい場合がある。このような商品市場の性格が、適切な条件で建玉を開始、手じまい又はヘッジするマネージャーの能力に影響を及ぼす場合がある。マネージャーが、当ファンドを代理して、当ファンドが買戻請求を応じるため又は当ファンドの投資制限を遵守するために建玉を清算する必要が生じた場合に、このようなリスクは増大する場合がある。その結果、本受益証券1口当たりの純資産価値が月毎に大きく変動する場合がある。

東京証券取引所における流動性が不十分であるリスク:クラスA米ドル建受益証券は東京証券取引所に上場されているが、東京証券取引所における取引参加者は、値付けをすることを義務とされていない。東京証券取引所には、海外市場において存在するマーケットメーカーは存在しない。同取引所の規則に従って外国ETFサポート・メンバー又は準サポート・メンバーが指定されることがあるが、当該サポート・メンバー又は準サポート・メンバーには、値段等の取引条件を勘案し適当と判断する範囲内で売呼値及び買呼値を行うこと等に努めることが求められるが、値付けをすることを義務とはされていない。したがって、実際に流動性が当該サポート・メンバー又は準サポート・メンバーにより確保される保証はない。また、外国ETFサポート・メンバー又は準サポート・メンバーとして指定された金融機関は、かかる指定を辞退することがあり、またかかる指定を取り消されることがある。これらにより、東京証券取引所におけるクラスA米ドル建受益証券の流動性は十分ではない可能性がある。投資家は、クラスA米ドル建受益証券を迅速に売買したり、希望する価格で売買することができないリスクがある。

東京証券取引所における上場を廃止するリスク:管理会社は何らかの理由で上場の継続を廃止する可能性があり、かかる場合には、投資家はクラスA米ドル建受益証券を、東京証券取引所を通じて売買することができなくなるリスクがある。

値動きの激しい市場:デリバティブの価格は、原資産である有価証券又は投資商品の価値の影響を受ける。原資産である有価証券又は投資商品は、金利、需要と供給の関係の変化、政府による貿易管理、財政管理、金融管理及び為替管理の計画及び政策、国内外の政治経済事象並びに政策などの影響を受ける。さらに、政府は、随時、一定の市場(特に先物及びオプションに関する通貨及び金利の市場)に直接又は規制を用いて介入する。

先物及びスワップ:当ファンドは、投資方針の一環として又はヘッジ目的で、取引所で取引される及び店頭市場の先物及びスワップを利用することができる。このような金融商品は、非常に値動きが激しく、一定の個別リスクを伴い、かつ、投資家を高い損失リスクに晒すこともある。建玉を設定するために通常要求される低金額の当初証拠金は、高い水準のレバレッジを許容している。その結果、先物契約又はスワップの価格の比較的小さな変動により、当初証拠金として実際に拠出した資金の金額と比べて高額な利益又は損失が生じることがある。さらに、預けた証拠金を超える額の損失が発生する場合もある。また、当ファンドは、デリバティブ契約のカウンターパーティの債務不履行リスクにも晒されている。その結果、デリバティブのカウンターパーティの破産時の損失リスクにも晒されている。但し、当該デリバティブ取引から生じる可能性のある義務は、最大でも総資産価値と同額に制限される。さらに、ヘッジ目的で使用する場合に、このような金融商品とヘッジ対象である投資対象又は市場セクターの間の相関関係が不完全である場合がある。未決済玉を手じまう取引市場が存在しないため、店頭デリバティブでの取引は追加のリスクを伴う場合がある。既存の建玉を清算すること、建玉の価値を評価すること又はリスク水準を評価することが不可能である場合もある。

債務証券への投資:債務証券に対する投資に伴うリスクは以下に掲げる事項が含まれる。

- 金利リスク(金利が上昇した場合に、当ファンドの投資対象の価値が減少するリスク)
- 市場リスク(当ファンドの投資対象の価値が、金融市場一般の変動に合わせて、減少するリスク)
- 信用リスク(当ファンドが投資する発行会社等が財務的に困難な状況に陥り、当ファンドに対する債務を履行することができないリスク)
- 運用リスク(当ファンドの運用手法が非効率で、当ファンドに損失をもたらすリスク)

債務証券への投資は、欧州連合の加盟国、その地方機関、非加盟国又はEU加盟国のうち1カ国以上が加盟する国際機関によって発行される、譲渡性のある有価証券又は短期金融商品による場合に限り許されている。

課税上の取扱い (元管理会社であるアクサ・ファンズ・マネジメント・エスイが平成21年6月30日に提出した有価証券報告書から抜粋)

① ルクセンブルグ及びEU加盟国における租税

適用あるルクセンブルグ法及び一般的な慣行に従い、当ファンドはルクセンブルグの法人税の支払義務を負わない。同様に、EU貯蓄指令を実施する2005年6月21日付の法律の適用可能性を害することなく、当ファンドが分配した金額について源泉徴収税は課されない。

ルクセンブルグにおいて、当ファンドは、純資産価値の0.01%に相当する年間登録税の支払義務を有する。当該年間登録税は、ルクセンブルグに拠点のある他のUCIが発行した株式又は受益証券に投資された当ファンドの純資産部分については支払われない。税金は四半期毎に支払われ、当ファンドの純資産に基づいて税金の納付義務を負う四半期末に計算される。

当ファンドのポートフォリオ所得(配当金や利息など)の一部は、その発生国において源泉徴収税の対象となる可能性がある。

EU貯蓄指令

2003年6月3日、欧州連合理事会は貯蓄所得課税に関する理事会指令(2003/48/EC)(以下「貯蓄指令」という。)を採択した。貯蓄指令に従って、EU加盟国は、早ければ2005年7月1日から、当該EU加盟国の管轄内における支払事務代行会社により、他の加盟国の個人居住者に支払われた貯蓄指令の定める範囲内における利息(利息、プレミアム又はその他の債権による所得)の支払の詳細を、当該他のEU加盟国の税務当局に提供するように要求される(以下「情報開示措置」という。)。しかし、経過期間中、一部の加盟国(ルクセンブルグ、ベルギー及びオーストリア)に加え、貯蓄指令に含まれる措置と同様の措置を適用するための条約を加盟国と締結した一部の非加盟国(スイス、リヒテンシュタイン、サンマリノ、モナコ及びアンドラ)は、支払利息の受益者が「情報開示措置」を選択しない限り、情報開示措置を使用する代わりに支払利息額から源泉徴収する。当該源泉徴収税の税率は、貯蓄指令の実施日から当初3年間は15%で、貯蓄指令の実施日の3年後からは20%、貯蓄指令の実施日の6年後からは35%にそれぞれ上昇する。欧州共同体が要求に応じて複数の管轄地(スイス、リヒテンシュタイン、サンマリノ、モナコ及びアンドラ)と情報交換を行う条約を締結し、米国が情報開示措置を使用することに欧州連合理事会が同意する時、当該経過期間は終了する。EU貯蓄指令は、2005年6月21日付の法律によりルクセンブルグ国内法に置き換えられ、2005年7月1日に発効した。

投資家は受領した所得又は利益について、追加の税金を個人的に負担する可能性がある。税務上の立場について確信のない投資家は、専門の税務コンサルタント又は地元の税務当局に問い合わせることをお勧めする。

② 日本の租税

当ファンドの元本成長型受益証券(以下この②において「受益証券」という。)を保有する日本の受益者に対する日本の課税上の取扱いの概要は、以下のとおりである。以下は2009年6月末現在において公布されている日本の税法に基づくものであり、今後の税法の改正により下記の内容が変更される場合がある。以下の記述は完全なものではなく、以下についての詳細や受益者毎の個別具体的な課税上の取扱いについては、各自の税務専門家に相談されたい。

(I) 当ファンドの日本の受益者が取得する受益証券は元本成長型受益証券であるので、分配金の支払は行われない。

(II) 日本の居住者たる個人が受益証券を譲渡した場合の取扱い

(i) 受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額(邦貨換算額)を控除した金額が株式等の譲渡所得の金額となり、申告分離課税の対象となる。

(ii) 税率は、平成23年12月31日までの間は10%(所得税7%、地方税3%)の税率、平成24年1月1日以後は20%(所得税15%、地方税5%)の税率となる。

(iii) 譲渡損失が生じた場合には、当該損失は、他の株式等の譲渡益との損益通算が認められる。また、上場株式等に係る配当所得について申告分離課税を選択した場合に限り、上場株式等に係る配当所得の金額との損益通算が認められる。さらに、平成22年以後において、特定口座の源泉徴収選択口座において上場株式等に係る配当を受け入れる場合には、同口座内における上場株式等に係る配当所得の金額との損益通算も認められる。

(iv) 受益証券は、その譲渡損益について税法上上場株式等として取り扱われ、特定口座での取扱いや譲渡損失の翌年以降3年間の繰越控除も認められる。

(III) 譲渡の対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

●当資料は、作成時におけるETFの概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としているものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

●ETFは値動きのある有価証券を投資対象としますので、連動対象である指標及び外国為替相場の変動、組入る有価証券の価格の変動、組入る有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格又は基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差し入れた保証金以上の損失が生ずるおそれがあります。

●ETFの売買が行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。

●当資料は特段の記載のない限り、平成22年1月現在の内容です。その後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、この資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。当社は、当資料及び当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。

●本資料の一切の権利は当社に属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。

東京証券取引所

上場部 商品企画担当 Tel 03-3666-0141(代) product_01@tse.or.jp